

健康長寿とちぎ応援企業登録制度実施要領

1 趣旨

健康長寿とちぎづくりの趣旨に賛同し、県民や事業所（働く世代）を対象とした健康づくりを応援するため、自主的な取組を行う企業・団体を「健康長寿とちぎ応援企業」（以下「応援企業」という。）として登録・公表し、健康づくりに主体的に取り組む県民や事業所（働く世代）の意識の醸成及び健康づくりに取り組みやすい環境整備を図ることで、健康長寿とちぎづくりの推進に資する。

2 実施主体

栃木県（以下「県」という。）

3 登録対象

- (1) 県が実施する健康長寿とちぎづくり推進県民会議の会員であること。
- (2) 県が登録要件として掲げる活動を行い、かつ、県の審査に合格した企業・団体とする。
ただし、栃木県広告掲載基準第4条に規定する規制業種又は事業者（別紙1）は対象外とする。

4 登録要件

応援企業は、次に掲げる(1)から(4)のいずれかに該当する活動を行うものとする。

- (1) 県への寄附（10万円以上）
ただし、健康長寿とちぎづくりの推進を目的にしたものに限る。
- (2) 県民向けの啓発活動（啓発資材等の作成及び配布、イベント、講演会及び研修会の開催等）の実施
ただし、県民向けの啓発活動であって、参加者等に費用負担を求めず、営利行為を伴わないものとする。
- (3) 主催事業への協力（講師やシンポジストの派遣、とちまる健康ポイントへの協賛品の提供、健康長寿とちぎづくり表彰への記念品の提供、とちぎ健康経営事業所認定制度の申請支援）
ただし、協力に対する対価の支払いを求めず、営利行為を伴わないものとする。
なお、講師やシンポジストの派遣については、県からの依頼に応じて協力するため、登録しても活動の機会がない場合がある。
- (4) 事業所（働く世代）向けの健康づくり応援メニューの提供
ただし、申請があった事業所に対して提供するものであり、応援企業と応援を受ける事業所の双方で応援メニューの利用に必要な事項を協議の上で決定し、原則無償。営利

行為は行わないものとする。

なお、応援メニューの提供は当該年度の6月から2月迄を原則とし、応援メニューは年度更新とする。

5 登録手続き等

- (1) 応援企業としての登録を希望する場合は、登録申請書（別記様式第1号）に活動計画書（別記様式第2-1号～別記様式第2-4号）を添えて、栃木県保健福祉部健康長寿推進課長（以下「健康長寿推進課長」という。）宛て提出する。
- (2) 登録内容を変更する場合は、登録事項変更届（別記様式第3号）（必要に応じて、活動計画書（別記様式第2-1号から別記様式第2-4号）を添付すること）を健康長寿推進課長宛て提出する。
- (3) 登録を辞退する場合は、登録辞退届（別記様式第4号）を健康長寿推進課長宛て提出する。

6 審査及び登録

- (1) 健康長寿推進課長は、前条の(1)による申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認められるものについて登録するものとする。
- (2) 健康長寿推進課長は、前条による応援企業を登録した場合は、応援企業に対し、その旨を通知する。
- (3) 応援企業の登録期間は、前条の(3)による登録辞退届が提出された時点までとする。

7 応援企業の活動

- (1) 応援企業は、活動計画書（別記様式第2-1号から別記様式第2-4号）に記載した活動を行い、県民及び事業所（働く世代）の健康づくりを応援することとする。なお、第4条(3)のうち、とちまる健康ポイントへの協賛品の提供については、とちまる健康ポイント専用ページから申請することで別記様式第2-3号の提出は不要とする。
- (2) 応援企業は、自社のホームページや広告等に、応援企業である旨を表示し、応援企業のロゴマークを使用することができる。
ただし、販売する商品やサービスに応援企業の名称を直接使用することは認めないものとする。
- (3) 応援企業は、県が主催する事業所（働く世代）を対象とした交流会等に参加し、応援企業としての周知や交流等ができる。
- (4) 第4条の(4)を実施する可否については、県から紹介を受けた事業所と応援企業の双方で実施に必要な事項を協議の上で決定することとし、協議の結果、実施しない場合には事業所と応援企業の双方が合意の上で決定しなければならない。なお、県はその協議に介入しないとする。

8 活動計画及び活動結果の報告

- (1) 応援企業は、第4条の(2)で登録した場合は活動結果報告書（別記様式第5-1号）により、第4条の(3)で登録した場合は活動結果報告書（別記様式第5-2号）により、毎年度の活動結果を当該年度末までに、健康長寿推進課長宛て提出しなければならない。

なお、第4条の(3)のうち、とちまる健康ポイントへの協賛品の提供については、とちまる健康ポイント専用ページから申請することで別記様式第5-2号の提出は不要とする。

- (2) 応援企業は、第4条の(4)を実施した場合、実施した日から1ヶ月以内に実施報告書（別記様式第5-3号）を健康長寿推進課長宛てに提出しなければならない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、健康長寿推進課長は必要に応じ、応援企業に対しその活動内容について報告を求めることができる。
- (4) 応援企業は、毎年度、活動結果報告書（別記様式第5-1号から別記様式第5-3号）の提出の有無、登録申請書（別記様式第1号）の変更、次年度における活動計画書（別記様式第2-1号から別記様式第2-4号）の提出について必ず報告するものとし、当該年度末迄に、年度末報告書（別記様式第6号）に該当する別記様式を添えて提出しなければならない。

9 登録の取消し

- (1) 健康長寿推進課長は、応援企業がこの要領で定める活動を行わないことが明らかになった場合や法令に違反した場合、または、その他の応援企業として適当でなくなったと認められる場合は、登録を取り消すことができる。
- (2) 健康長寿推進課長は、登録を取り消した場合は、その旨を通知する。

10 応援メニューを利用できる事業所の要件

- (1) 県が実施する健康長寿とちぎづくり推進県民会議の会員であること。
- (2) 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がないこと。
- (3) 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に係る違反等がないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと。
- (5) 事業所は、応援メニューを掲載した冊子から利用したいメニューを選択し、利用申請書（別記様式第7号）を健康長寿推進課長宛てに申請する。なお、利用期間は当該年度の6月から2月迄を原則とする。
- (6) 利用申請の写しは県から応援企業に提供し、応援企業と事前協議の上、内容や条件等が適当と双方が認めた場合、応援メニューの提供を受けることができる。

11 広域健康福祉センターの役割

- (1) 広域健康福祉センターは、本制度の周知を行う。
- (2) 応援企業による管内事業所への応援メニューの提供は、二次医療圏における地域・職域連携推進事業の活動実績とすることができる。

12 県の役割

- (1) 健康長寿推進課は、とちぎ健康長寿 WEB 等の広報媒体を活用し、本制度及び応援企業の活動等を広く県民及び事業所に情報提供する。
- (2) 健康長寿推進課は、応援企業が提供する応援メニューを掲載した冊子を毎年度、作成・更新するとともに、とちぎ健康長寿 WEB 等の広報媒体を活用し、事業所に周知する。
- (3) 健康長寿推進課は、事業所（働く世代）を対象とした交流会等を開催する場合、応援企業の活動を周知する機会を設ける。

13 健康長寿とちぎづくり推進県民会議員の登録等

- (1) 応援企業は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議員の登録を行う。
- (2) 健康長寿とちぎづくり推進県民会議員の登録等に関することについては、健康長寿とちぎづくり推進県民会議員規約及び健康長寿とちぎづくり推進県民会議員登録要領の定めるところによる。

14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 19 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 28 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 9 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

栃木県広告掲載基準第 4 条による規制業種、事業者

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- ・ 風俗営業類似の業種
- ・ 消費者金融
- ・ たばこ
- ・ ギャンブルにかかるもの（当せん金付証票法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 144 号）第 4 条第 1 項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年 5 月 20 日法律第 63 号）第 8 条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- ・ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ・ 各種法令に違反しているもの
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・ その他上記以外で、社会問題を起こしている業種や事業者